

教科書問題の歴史と共通歴史教科書

菊池 一 隆

はじめに

現在、日本・中国・韓国の間で歴史認識を巡る諸問題が発生している。首相の靖国神社参拝、歴史教科書問題、領土問題などを契機にすぐに非難の応酬となり、関係が悪化する。これらを契機に中国では学生デモも発生した。日本のマスメディアは日本側の問題点を捨象し、学生による「反日デモ」の要因は「反日愛国教育」、経済格差の拡大などを背景にその「ガス抜き」的要素があり、むしろ中国国内問題にあると論じた。これらの指摘は間違っているわけではないが、半面の事実に過ぎない。見逃せない大きな問題として、日本側の歴史認識にあり、これまで日中戦争期の侵略実態や植民地朝鮮支配の問題点に真正面から取り組んでこなかったことにある。かくして、日本は他者批判に終始し、自らの歴史認識を批判的に検討する余裕すら失っているといえよう。その上、日本では、歴史学からかけ離れ、史実を歪曲させた形で物語（フィクション）化し、「日本人としての誇り」を鼓吹する教科書までも現れた。侵略戦争や植民地支配を美化し、被害国・民族の歴史的な心の傷に塩を擦り込むような「加虐史観」に陥り、政治運動化した。こうしたことが教科書を巡りさらに複雑な状況をつくりあげている。

ところで、歴史教科書問題の本質を考える際、権力・政権との関係を捨象することはできない。各国で権力が思想を弾圧し、都合の悪い史実を隠そうとすることは歴史上、何度となく繰り返されてきた。その極端な例として古くは秦の始皇帝による焚書坑儒などが指摘されるが、それは連綿と続き、現代史におけるナチス・ドイツの行動や日

本の治安維持法などによる思想弾圧もあげられよう。現在に至っても、こうした傾向は完全に消失したわけではない。ある意味で教科書問題もそれと同質のものを有しているのである。したがって、日本では、歴史教科書の中でも、歴史学・歴史研究と歴史叙述の間で、歴史研究者と政府は綱引きし、検定制度や検定内容を巡って鋭く対立せざるを得ない場合が頻繁に生じる。

ともあれ日本・中国・韓国の歴史認識の厳しい対立は、東アジア圏以外にも関心を呼び起こした。特にアメリカでは、第二次世界大戦で日本ファシズム崩壊後、半世紀以上も経てにわかに東アジアに歴史対立の発生に驚き、「この記憶の対立が東アジアだけでなく、世界秩序全体を損なうのではないかという懸念を生んでいる」という。2008年2月スタンフォード大学開催の会議で、「対立する記憶：アジアにおける歴史教科書と戦争」(Divided Memories: History Textbooks and the War in Asia)が全体テーマとしてとりあげられた。その際、日本・韓国・中国・台湾で最も多く使用されている高校歴史教科書を選び、1931年(満洲事変)から1951年(サンフランシスコ講和条約)までの比較検討した。ピーター・デュースは、日本の教科書は「面白くはないが、他と比べてかなりバランスよく、冷静に書かれている」と評価した。また、戦争史専門家マーク・ピティアーは、中国教科書の抗日戦争の記述は、アメリカなど連合国の援助が重慶国民政府を支えた事実の無視、日本の降伏にアメリカが果たした役割の軽視、「すべてが中国人民の英雄的戦いの物語」にされていると指摘した¹⁾。

こうした各国間対立を緩和するためにも、欧州

では、先駆的にドイツ・フランスなどが国境を越えた共通歴史教科書を作成した。それに触発された形で、最近、東アジアでも日本・中国・韓国が、政府レベルで教科書問題を中心に歴史共同研究を実施し、また民間レベルでも国境を越えた実践的な試みが開始されている。例えば、民間レベルでは、日本、中国、韓国で共通教科書の模索も開始、継続されている。

本稿では、こうした動向を踏まえて、①中国清末から現在までの日中間の教科書問題の歴史を概観した後、日本国内の教科書内容を巡る対立の歴史と検定制度、その中でも重要な位置を占める家永教科書裁判、②東アジアでの日・中・韓政府レベルでの歴史研究の取り組みの現状と歴史認識問題、③日・中・韓共通歴史教科書の模索と作成、そして、④独・仏共通教科書の特質、および意義と限界などについて順次論じていきたい。

I 教科書問題の歴史と家永教科書裁判

(一) 教科書問題の歴史

日中間の教科書問題は戦後や最近のことではなく、実は清末、民国期にも発生していた。中国清末の教科書では、日本人は小さいが精悍、国民性としては「清潔」、「尚武」、「大和魂」、「武士道の精神」などを強調し、それを明治維新以後の日本の強さとして肯定的に評価していた。ところが、民国初期の『新制中華地理教科書』（中華書局、1913年初版）は、日本が「我が国の庫頁（樺太）と琉球を奪い、続いて我が台湾及び澎湖列島を割譲し、遂に朝鮮を併合した。……〈その〉後、イギリスとロシアとともに我が国を謀ろうとしている」と記述した。『新中華地理課本』（中華書局、1928年初版）では、侵略性の背景として「日本では、食糧と人口はすでに重大な問題となっている。ゆえに常に我が国を侵略している。その目標は山東省と東三省〈満洲〉である。近年、日本では軍閥が政権を握り、大軍を我が国の山東省に派遣し、我が国の統一を阻止しようとしている。その結果、済南の惨劇が起り、我が国数千人の軍人と民衆が殺された。公理を無視した凶暴の極み」と非難する。そして、1930年以降、日本の

侵略が加速するにつれ、中国を亡国の危機に追い込む侵略者としてのイメージが定着していくという。1940年代の『初中外国地理』第1冊（中華書局、1944年）では、日本「人民の性質は模倣に長けて進取に勇ましく、臨機応変の才能がある。ただし度量が偏狭で、島国の民の習性から脱していない。……民権はまだ十分に発達していない²⁾」、とその特徴を述べる。

他方、日本は、これら中国教科書・教材に「排日教科書」のレッテルを貼り、内政干渉ともいえるべき圧力をかけた。最初の「排日教科書」批判は、『東京日日新聞』（1914年9月13日）が社説「支那政府に厳談せよ、排日文字に満てる支那教科書を絶滅せよ」を掲げた時である。その内容は、①日本を「小蛮夷」と称するのは「華夷思想」（中華思想）に基づく侮蔑として、「国際礼儀」に反する、②日本の行為をすべて正当化し、それに否定的な中国教科書を「排日」的とし、③「排日」的教科書は中国の国家意思の反映と非難した。実は、その「教科書」は教科書ではなく、民間人編纂の副読本であり、それが判明した後も批判を続けた。その後、1917年から五・四運動の前後、そして1920年代末から満洲事変期に高まった。その特徴は歴史教科書のみならず、地理、国語、修身など多教科にわたり「排日教科書」と断じた。新聞、雑誌ばかりでなく、外交ルートでも圧力を加え、満洲事変では軍事行動を正当化する口実になった。それ以降、「排日教科書」批判は1937年日中全面戦争の開始まで続いた。砂山幸雄によれば、1933年3月、国際連盟を脱退した日本が「排日運動」を口実に華北侵略行動に踏み出し、それに対する抗議活動も「排日」的とみなし、「排日教科書」使用禁止を求めて「侵略を深めるという〈悪〉循環構造を形成」したとする³⁾。

では、日本国内の教科書問題を巡る動向はどうか。1955年8～11月に日本民主党は『うれうべき教科書の問題』で、教育界、教科書界における「偏向」として①日教組の政治活動タイプ、②急進的労働運動タイプ、③ソ連・中共讚美タイプなどに分け、批判した。その背景には、同年10月

社会党左右両派の統一と、それに対抗する形で11月自由党と民主党の保守合同により自由民主党が成立、いわゆる「55年体制」が生まれた。それ以降、日本では教科書論争が一貫して続き、主な対立点は過去の侵略と植民地支配をいかに記述するかに集中した⁴⁾。ただし、この段階では、日本国内にとどまっていた。

1972年9月、北京で両国首相の田中角栄と周恩来が日中共同声明に調印し、戦争状態の終結を表明した。この国交正常化当時は、中国人の間では敗戦の廃墟から国を再建した平和国家日本のイメージが支配的であった。「日本人民も軍国主義の被害者」という中国政府の見解や、「日本民族は偉大な民族」という主席毛沢東の発言は、中国国民の対日認識を方向付けるのに十分であった。ところが、日本社会の「右傾化」という認識が一般化すると、現在と過去の対話の回路はしばしば戦争中の日本軍の残虐行為に偏っていったという⁵⁾。

1982年日中間で教科書が問題化した。それ以前は、中国が1966年から開始された文化大革命などにより、他国の教科書問題に関心を払う余裕も意識もなかったからである。文部省の教科書調査官が日本史教科書（1983年から使用）の「華北への侵略」を「進出」に「改善意見」を付し、書き換えさせた。それに対して、中国の『人民日報』（6月30日）は「歴史を歪曲し侵略を美化する」と批判した。台湾、韓国、および日本による侵略、占領経験のある東南アジア各国も日本に抗議する事態に発展した。この時、自民党の1部議員は教科書問題が「国内問題」で、「内政干渉」との不満が出た。それに対し、鄧小平ら中国政府は、日本が侵略を認めるか否かが今後の中日関係発展の「重要な原則」と再確認している⁶⁾。

1986年5月「日本を守る国民会議」（議長は加瀬俊一元国連大使）が編集した『新編日本史』（原書房）が「内閣本審査」に合格、これに対しても中国、韓国、および東南アジア各国が反発した。「国民会議」は民間団体であるが、「元号法制化実現国民会議」（1981年設立）の流れをくみ、①憲法改正、②「国を守る国民意識の高揚」、③

「教育正常化」を掲げ、日本の教科書は階級闘争史観（コミンテルン史観）と東京裁判史観に基づき、「自虐的」と認識していた。まず韓国の新聞が批判。中国外交部も「侵略戦争を美化するいかなる言論、行動についても、過去、現在、未来を問わず断固反対」との強い不満を表明した。これに対して、当時の首相中曽根康弘の指示に基づき、文部省は『新編日本史』執筆者に「南京事件」、「日中戦争」などの修正を求め、「満洲国建国」では「王道楽土」が削除、「南京事件」に「大虐殺」を挿入することにより検定に合格した。この後、1989年3月『学習指導要領』、4月に検定制度が改定され、中学校、高校の歴史教科書に「南京大虐殺」、94年使用のすべての日本史教科書に「従軍慰安婦」が掲載され、また、「三光作戦」、「七三一部隊」も記述されるようになった⁷⁾。

1992年10月、現天皇が中国を公式訪問、「我国が中国国民に対し多大の苦難を与えた不幸な一時期がありました。これは私の深く悲しみとするところ」と述べている。1993年には「55年体制」が崩壊し、非自民連立政権の細川護熙内閣が成立した。8月10日、細川は日中戦争を「侵略戦争であった。間違った戦争であったと認識している」と述べた。これに対して、23日自民党の靖国関係3協議会（「英霊にこたえる議員協議会」、「遺家族議員協議会」、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」）は「歴史検討委員会」を成立させ、「自虐史観」と非難した。1994年、社会党村山富市首相の連立政権が成立し、翌年、「侵略」、「心からのお詫び」とする村山談話が出された。他方、96年自民党有志議員が「卑屈な謝罪外交」と非難、「明るい日本・国会議員連盟」を発足させた。また、1995年に民間では藤岡信勝（当時、東京大学教授・専門は社会科教育）が自由主義史観研究会を設立し、96年文部大臣に「従軍慰安婦」の記述を中学教科書から削除を求めた。その理由は、①「従軍慰安婦」という言葉は戦前にはなく、それは商行為であった、②中学校教科書に「性」をとりあげるの是不適切というものであった⁸⁾。だが、歴史学の場合、過去にその語句がなくとも、後にその事象に的確な名称を付

すことが当然あり、問題ではない。また、強制による者を「商行為」とすることは無理があるだろう。被害国である韓国の中学校の教科書に記述されている内容を、加害国である日本の教科書に「『性』を採り上げるのは不適切」というのは説得力に欠ける。

2001年4月は、「新しい歴史教科書をつくる会」編集の扶桑社版『新しい歴史教科書』と『新しい公民教科書』が文部科学省の検定に合格した。2001年検定合格の中学社会科（歴史）教科書は8社であるが、「慰安婦」、「南京事件」の記述が全般的に減少し、前者は7社から、検定後は3社となった。「南京事件」の被害者数が「十数万人」、「約20万人」と具体的数字をあげたのは2社だけで、他は「多数」などに変更した。4月4日中国外交部長唐家璇は「日本国内に侵略の歴史を否定、美化する極右勢力が今なお存在する」と指摘した。中国では歴史学者の関連シンポジウムが頻繁に開催され、またインターネット上には、中国政府の「弱腰」を批判する書き込みが相次いだという。5月8日、韓国政府も検定合格の日本の中学校教科書に対して35ヵ所の修正を求めた。これに対して、日本政府は朝鮮古代史に関する2ヵ所以外、訂正に応じなかったが、扶桑社本の採択率が「0.039%」と低かったこともあり⁹⁾、鎮静化した。とはいえ、「近隣諸国の知識人や世論は必ずしもそのようには判断しなかった。むしろ、扶桑社版を日本の代表的教科書と見なすのが一般的な認識となり、『日本人はまたしても過去から逃亡し、我々への加害行為を隠蔽しようとしている』というイメージが、拡大・定着した」¹⁰⁾、とする。

ところで、2001年8月国際軍縮会議が金沢で開催し、初日の全体会議で「北東アジアの安定と繁栄」の中で、日本の歴史教科書を巡る発言が相次いだ。ロバート・スカラピーノ（カリフォルニア大学パークリー校名譽教授）は「今の歴史認識のままでは、日本がアジアのリーダーになるのは難しい。高まりつつあるナショナリズムは今後、アジア地域の安定のためには重大な変更が必要」と提言している¹¹⁾。

2005年には日中間で多くの問題が起こった。4月尖閣列島（中国名は釣魚島）問題、日本・ドイツの国連常任理事国への参加問題を契機に、首相小泉純一郎の靖国神社参拝、歴史教科書問題（扶桑社の教科書検定合格。採択率は歴史0.4%、公民0.2%）もからまり、中国各地で大規模な抗議デモが発生している。この際、日本品ボイコットが叫ばれた。インターネット上では「新しい歴史教科書をつくる会」（扶桑社）を後援する日本企業などが公開され、不買運動がおこなわれた¹²⁾。このように日中間は領土問題、教科書問題も絡んで断続的に経済を含む関係が悪化した。

2007年には、首相安部晋三が「従軍慰安婦」の存在やその強制性を否定する発言をすると、アメリカの批判を招いた。この問題を重要な女性の人権問題と見なしたからである。“ニューヨーク・タイムズ”は3月6日、安部発言を批判し、日本の国会に「率直な謝罪と十分な補償」を求める社説を掲げ、8日には、一面で「日本の性の奴隷問題、『否定』で古傷が開く」との記事を掲載、元従軍慰安婦の怒りを改めて呼び起こしていると伝えた。グリーン（元国家安全保障会議上級アジア部長）は、強制か否かは関係なく、「問題は慰安婦たちが悲惨な目に遭った」ことであり、「日本から被害者に対する思いやりを込めた言葉が全く聞かれない」ことから問題が生じている¹³⁾、とする。この時、米下院に謝罪を求める決議案を出す動きもあった。

ところで、1993年、河野官房長官談話（いわゆる河野談話）で、すでに「軍の関与の下に、多数の名誉と尊厳を深く傷つけた」と軍の関与と強制性を認め、慰安婦への謝罪と反省を表明した。いわば植民地や占領地の多くの娘が意思に反して連れて行かれ、日本軍将兵の相手をさせられた。このことは否定できない事実と認めたのである。だが、一部にこれへの反発が残った。自民党有志の「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」（会長は元文科相の中山成彬）は、従軍慰安婦について①民間業者による強制連行はあっても、軍や政府による強制連行という事実はなかった、②「従軍慰安婦」という言葉は当時なく、軍の組織

的関与の証拠はないとした¹⁴⁾。ただ、彼らも海外、特にアメリカの反発に驚き、河野談話に対する修正要求は見送らざるを得なかった。他方、謝罪の意を何らかの形で示したいと考えた村山富市内閣時代、「補償問題は国家間で決着済」として、政府主導と国民募金でアジア女性基金が創設され、元慰安婦たちに首相名で「お詫びと反省」の手紙と「償い金」を贈った。『朝日新聞』のように「次善の策としてはやむをえない¹⁵⁾」と評価する向きもあったが、国家責任をのがれ、民間形態でお茶を濁す態度と見られても致し方ない。誇りもあり、むしろ心の問題と考える多くの元慰安婦が受け取りを拒絶したのは当然の成り行きであった。

アメリカだけではない。日本政府の逃げの姿勢への反発が世界各地に飛び火した。例えば、2007年3月8日マニラで「国際女性デー」にフィリピン女性団体による集会があり、安部首相が「従軍慰安婦の強制性を裏付ける証拠がなかったのは事実」と発言したことに対し、「事実を無視した無責任な発言」との抗議の声があがった。集会には元慰安婦と支援団体も参加、元慰安婦は「私たちが売春婦で、自ら日本兵に近づいたかのような」発言は「精神的虐待」と訴えた¹⁶⁾。また、2007年12月EU欧州議会は「旧日本軍による従軍慰安婦問題」について「1930年代から第二次世界大戦にかけて、日本政府が公式に慰安婦獲得を命じたとし、20世紀最大の人身売買だと認定」、日本政府に公式謝罪を求める決議案を賛成多数で可決した。ただし、決議案に拘束力はない¹⁷⁾。この問題に関しては、日本政府自体も誠意を持って取り組み、その実態を歴史的に明らかにする必要性に迫られているといつてよい。

2007年には日・中・韓の歴史論争とは直接関係はないが、看過できないのが、沖縄戦における「集団自決」問題である。2007年春の高校日本史検定で、「日本軍に強いられた」という記述だけでなく、「集団自決」への軍の関与そのものも文科省によって軒並み削られた。「すべての集団自決が軍の命令だと誤解される恐れがある」というのがその理由である¹⁸⁾。

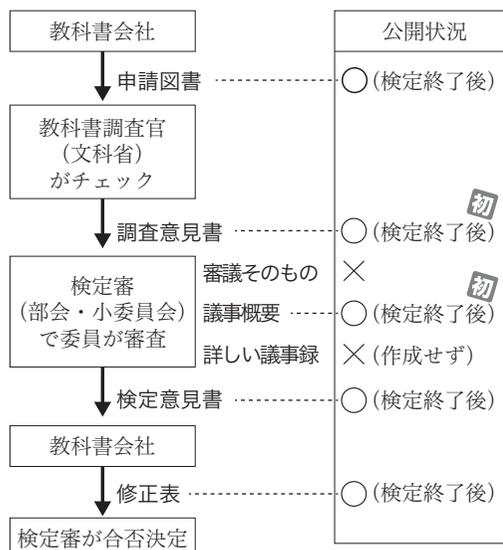
表1 沖縄戦「集団自決」に関する教科書検定をめぐる動き

2007年 3月30日	沖縄戦での集団自決を「日本軍が強制した」との記述が、教科書検定で削除されたことが明らかになった。
6月22日	沖縄県議会が検定意見撤回を求める意見書を全会一致で可決。県議会の代表らが検定意見の撤回と記述の回復を求める意見書を文部科学省に提出した。
7月4日	安里カツ子沖縄県副知事が文科省に検定意見の撤回を要請した。
6日	県議会文教厚生委員会が慶良間諸島で現地調査をおこなう。
11日	県議会が意見書を再び可決した。
8月17日	仲井真弘多知事が県民大会に参加する意向を表明した。
9月26日	福田政権が発足。
29日	11万人（主催者発表）が参加して沖縄で県民大会。検定意見の撤回と記述の回復を求める。
10月1日	渡海文部科学相が「訂正申請があれば真摯に対応する」と発言。3日には仲井真氏らが渡海氏に検定意見の撤回を要請した。
11月1日	教科書会社2社が文科省に訂正申請。渡海氏が教科用図書検定調査審議会に検討を要請。その後、残る教科書会社も相次いで訂正申請した。
12月3日	検定審の日本史小委員会が「基本的とらえ方」をまとめ、文科省が各社に伝達。これを受け、訂正申請が修正される。
26日	文科省が訂正申請について検定結果を発表した。

出典：『朝日新聞』2007年12月27日。

検定により「日本軍が強制した」という記述が削除されたことが明らかになると、6月沖縄県議会が超党派で「検定意見撤回を求める意見書」を全会一致で可決、記述回復を求める意見書を文科省に提出した。7月県議会文教厚生委員会が慶良間諸島で現地調査、8月仲井真弘多知事が検定意見撤回の県民会議参加を表明、9月26日には、県民大会が開催され、11万人（主催者発表）の大規模集会となった（表1）。実際に当時、その状況の直接体験者、その体験を聞いていた人々、および日本軍不在地域では集団自決が起きていないという事実、それらを見無視する検定に沖縄県民の

表2 教科書検定の主な流れと公開資料



出典：『朝日新聞』2010年3月31日。なお、「調査官の担当教科・氏名・職歴」も「改善点」に含め「公開」するとしていたが、どの程度実施されているのであろうか。できれば、調査官の力量を判断する材料として「主要業績」の開示が望まれる。

怒りが爆発したといえよう。これに驚いた文科省も重い腰をあげざるをえなくなった。

このように、沖縄から厳しい批判をあび、検定調査審議会（検定審）は再審議した。その方針は「集団自決」の沖縄の戦時体制、極限状況など複合的要因、教育・訓練など背景を重視し、また「手榴弾配布」、「壕からの追い出し」に関しては「日本軍の関与」を認めた。ただし、文科省は修正について教科書会社からの訂正申請に基づくもので「検定の撤回」ではないと強弁し、「軍が強制した」という直接的表現の不許可に固執した¹⁹⁾。文科省は検定自体に対する疑念と不満に対処するため、調査意見書の公開に踏みきり、検定制度の透明性を高める一環とした。

ここで、教科書検定の実態、問題点について考えてみたい。検定は、実務を担う教科書調査官の判断が大きな影響力をもつ。文科省が調査官として大学准教授、講師クラス、高校教員などから採用し、51人（2008年12月段階）で、すべて常勤職員である。調査官が申請教科書を読み、調査意

見書を作成する。その上部機構である検定審には調査意見書をチェックする役割があるが、あまりに龐大でチェック機能が十分に働いていないとされる。事実、検定審では「日本軍の強制」に関しては意見が出ず、追認した。その上、検定審には沖縄戦の専門家がいなかった²⁰⁾。ならば、調査官には沖縄戦の専門家がいたのか。もしいるとしたら、その調査官の沖縄戦に関する業績、研究力量を知りたいと考えるのは当然である。否、全調査官の専門、および主要業績は公開する必要がある。各調査官に検定能力があるか否かの判断材料となるからである。また、文科省の検定審委員や調査官の選抜方法、選抜基準も公開すべきだろう。

検定審が教科書会社に検定意見を示すが、「集団自決」を巡る批判を受けて、従来から「密室会議」、「ブラックボックス」と批判されていた教科書検定が「改善」された。確かに、調査意見書や議事概要が新たに公開されることになったが、あくまでも「検定終了後」である。そして、検定審の審議自体は公開せず、詳細な議事録は作成しないとする（表2）。このように、一歩前進ではあるが、不徹底なもので、課題も残した。『朝日新聞』（2010年3月31日）によれば、5551件の検定意見のうち、4933件（89%）が調査意見書通りであった。調査意見書は事実関係の間違い指摘が大半を占めるが、見解の分かれる問題も含まれていた。例えば、小学校6年社会では、第一次世界大戦前の日本の「大陸進出」の理由を「日本も植民地になることをおそれ」に「誤解するおそれがある」と検定意見が付き、結局、教科書会社は「日本も植民地になることをおそれるとともに、自らも欧米諸国にならって」という記述を追加した²¹⁾。

それにしても、文科省がなぜ旧日本軍をそこまで擁護しようとするのか、また欧米諸国と同様な行為であれば、なぜ免罪できると考えるのか不思議である。

（二）家永教科書裁判

では、特に教科書問題で重要な位置を占める家

永教科書裁判を見ておきたい。この裁判は1965年から1997年まで実に32年間も闘われた特筆すべきもので、上述の日本国内の教科書を巡る対立を貫通するものであった。それも、この裁判は単に教科書の記述内容に留まるものではなく、日本政府文部省（現在の文科省）の検定制度に異議を申し立て、司法の独立の確認と日本政府の姿勢自体を問題にした。それ故、その視野は広く、鋭いといえよう。

1965年6月、東京教育大学教授の家永三郎が文部省による教科書検定は憲法・教育基本法に違反するとして国と文部省を訴えた。そして、提訴に至った理由を、家永自身は以下のように述懐する。「私は小学校から大学にいたるまで明治憲法＝教育勅語体制下で学校教育を受け、そこで注入された天皇神聖一軍国主義のイデオロギーから脱却するのにたいへんな苦勞を重ねなければならなかったこと、特にそれが小学校では国定教科書、中学校では検定教科書という、国家権力の画一化により制約された教育であって、それからの逸脱が許されなかったこと、そしてそのような国家統制下の教育内容が1945年にいたる日本の大破綻につながっていたこと……。したがって、教科書検定の『強化』は、実質的憲法理念の空洞化とあいまち、再度の『戦争の惨禍』をもたらすおそれがある」と考えたことによるとする。それ故、訴訟の主目的は「教科書原稿と検定意見とのどちらが学問的・教育的に正しくあるいは誤っているかを裁判所に判断させるのではなく、権力の教科書内容への介入、ことに出版前の事前審査を否とする判決を裁判所に出させる」²²⁾ことにあった。いわば家永は、戦時期と同様、国家権力が学校教育を通して国民を洗脳、画一化し、権力の戦争政策に忠実に協力する国民をつくりあげていくことへの抵抗と位置づけた。

具体的に検定内容を見ると、例えば、1980年度検定意見は、①「南京大虐殺事件」は日本軍が占領直後に「組織的に」虐殺したように読みとれるので「混乱のなか」での出来事であったことに必ず言及せよ、というものであった。その意味するところは、日本軍が組織的計画的におこなった

ものではなく、戦争という混乱状況の中で1部の不良日本兵が起こした不幸な事件であるというニュアンスで記述することを求めたといえる、②「日本の侵略」については、自国の行為に否定的な価値評価を含むのは教育上好ましくないので、「武力進出」といった表記に統一すべきである、とした。1982年度検定では、①日清戦争期における朝鮮人民の反日抵抗の削除、②南京占領時の日本軍将兵による中国婦人凌辱の削除、③七三一部隊に関する記述の削除、④沖縄戦では「集団自決」を書き加えよなどであった²³⁾。当時、検定官（調査官のこと？）は沖縄の「集団自決」は日本、および日本軍への忠誠の現れと見なしていたのである。また、他の記述に関しては、「教育的配慮」、「各種の説がある」、「戦争を暗く描きすぎる」、「無謀な戦争」との表現を削除せよ、「祖国を愛する記述ができないか」、アジア・太平洋戦争について「日本にだけ責任を負わせるのは酷」などと主張し、主に戦争関連、朝廷・天皇関連の記載が対象となった²⁴⁾。

1997年8月29日、最高裁第3小法廷（大野政男裁判長）は、すでに下級審で違法判決が出ていた「草莽隊と年貢半減令」、「南京大虐殺」、「（南京占領時の）日本軍の婦女暴行」の3件に加えて、新たに「七三一部隊」の教科書記述の書き直しの強制を違法と判定し、あわせて40万円の損害賠償の支払いを国に命じた。このことは、第1次、第2次訴訟の最高裁判決で何ら見るべき成果を上げられなかったことに比して、「教科書検定の持つ違法性を部分的にせよ最高裁判決という形で国民の前に示した意義は大きい」と総括される。この判決をもって、32年間にわたる家永教科書検定訴訟は終息するが、この間多くの歴史研究者・教育者は、国家権力による教科書記述への介入、歴史の偽造や歴史研究と歴史教育の分断に反対する立場からこの訴訟を支援し、延べ31人も歴史関係者が証言台に立ち、また多くの人々がこの訴訟を支えてきた²⁵⁾。「看過し難い過誤」がないとして、「沖縄戦での住民殺害」、「（華北での）日本軍の婦女暴行」、「朝鮮人民の反日抵抗」、「日本の侵略」〈「進出」への書き換え強制〉、「親

鸞の朝廷〈による弾圧〉への抗議」の5件に関する検定は「違法」と判定されなかった。また、第1次訴訟以来、一貫して求めてきた「教科書検定そのものが違憲性をもつ」との主張も却下された。このように、全面勝訴ではなかったが、日本戦後史の中で家永が多くの歴史研究者などの支援を受け、日本政府の検定制度、歴史認識に真正面から問題提起をしたという画期的な意義を有す。

II 歴史認識と東アジアにおける歴史共同研究

現在、至るところで歴史認識が鋭く問われている。例えば、日本の敗戦理由も、①中国との泥沼戦争、②アメリカによる広島・長崎の原爆投下、③日ソ不可侵条約破りのソ連の参戦、④それらが複合的要因となって敗北したのか。歴史認識問題は特に領土・国境争いの主要因ともなる。例えば、尖閣列島（中国名は釣魚島）問題で日中双方とも「自国固有の領土」と称し、歴史認識の相違を如実に示した。日本は1895年1月の閣議決定により尖閣列島を「固有の領土」としており、「領土問題」は存在しないとの立場をとる。しかし、歴史を学ぶ人間はすぐに気づくように日清戦争（1894-95.4）の最中のことであり、4月の下関条約との関連も想起させる。これもまた歴史認識の問題である。我々一人一人が日中両政府双方の主張や根拠を吟味し、各種史料に向き合い、熟考、分析する必要がある。結論を出すのはその後でよいのである。すなわち歴史学はいうまでもなく歴史事実に立脚する学問で、実証が重視される。換言すれば、過去を直視し、正確に把握することから始まり、その後、論理化する。

では、歴史認識とは何か。家近亮子は岸本昌雄や石田雄の言を引用しつつ、歴史認識とは、①同一の歴史を体験したものの情意的意識が織りなす「全体的統一的了解」であり、②「集団的記憶で支えられ」、「歴史教育や国家の行事」によって強化される「記憶共同体」とする²⁶⁾。

私見によれば、それは各国内、各民族内などで一定程度以上、共有される歴史判断と一応定義できる。元来、歴史認識は各国内での集団経験、家庭や社会での会話と記憶伝達、初等教育・中等教

育、マスメディアなどにより培われ、いつしか潜在意識となり、これが国民の共通認識となる。歴史教科書問題が繰り返し、火を噴くのも歴史認識の相違によるものである。各国政府が「国益」などの観点からマスメディア、教育を通じて一方的に自国に有利な点のみを強調し、各国国民が無意識のうちにそれを信じ込む傾向があり、それが潜在意識となる。これを放置しておく、未来において紛争や戦争を生み出す種となる。したがって、そうした危険性を未然に防止するためにも、国境を越えた相互理解を深める必要性が高まったといえよう。

では、どのようにして正確な歴史認識を形成すればよいのだろうか。第1段階は、戦争の場合、その発生、経過、結果という歴史の基本的な事実・流れの客観的認識である。第2段階は、その背景、原因、影響、及び歴史的意義と限界の考察で、歴史的評価を伴う。この段階には論争やある種のトラブルが発生することがあるが、経なければならぬ道なのである。第3段階では、日本、中国・台湾、韓国・北朝鮮の自国史、国家史を越えた東アジア歴史像の再構成と再認識を必要とする²⁷⁾。ただし、それだけで充分なわけではない。さらに、第4段階は、東南アジア、南アジア、西アジアなどを包括するアジア史全体に東アジア史を位置づけ、さらに第5段階では、アジア史を梃子に欧米、中南米、アフリカ、オセアニア各国史を包括する地球規模での歴史認識を確立することにある。このようにすれば、各国が自国中心の我田引水的な現在の狭い「世界史」から初めて脱却できる。各国に根強く残る各国史・国境を越えた共通の歴史認識も可能となり、人類史が明確な形をとって現れる。これは口で言うのは容易いが至難の業なのである。だが、地球規模でダイナミックな世界歴史の動き、構造、本質を探るのみならず、無用な紛争や戦争を避けるためにも、数世代かかっても是が非でもやり遂げなくてはならないことといえよう。

日本の場合、1945年を境に非連続性を強調し、戦後、新しい日本が生まれ、敗戦から65年間にわたり平和的な民主国家を建設し、戦争もなかつ

た。もはや1945年以前の日本への逆戻りはない。これが多くの国民の共通認識とされる。他方、日本民族の優越性と日本歴史の完全無瑕を主張する歴史認識は、戦前と戦後の日本史の連続性を強調する。欧米列強によるアジア侵略を非難することで、日本の対中国侵略と対朝鮮植民地支配を相対化する一方、アジア諸国への加害の歴史を指摘する歴史観を「自虐史観」として排斥する²⁸⁾。こうした二つの流れが明確に存在した。一応、前者が圧倒的多数であるが、後者は一部政治家、評論家、マスコミ、漫画などを通じて戦争を知らない若い世代への影響力を増そうとしおり、軽視できない。

後述する独・仏・ポーランドという欧州における共通教科書作成の動向に比して、日本のそうした取り組みは極めて立ち遅れていた。だが、日本においてもやっと2006年10月、当時の首相安倍晋三が重い腰をあげ、中国の国家主席胡錦濤との合意によって、12月に政府レベルの日中歴史共同研究が開始された。日中両国政府により選抜された有識者から構成される日中歴史共同研究委員会が組織された。教科書問題を契機とする無用な混乱、紛争を防止するためもあった。当時の靖国神社参拝、歴史教科書問題などによる日中間の関係悪化を少しでも改善する意図もあった。共同研究は2009年12月終わり（第2期も継続して実施するとするが、開始時期や方法は未決定）、『第1期報告書』が2010年1月に戦後史の部分を除き、公開された。

これは、日中両政府が歴史共同研究を主導し、両国の学者が参加した学术交流活動となった。事務局は日本の国際問題研究所と中国社会科学院近代史研究所（座長が同所長歩平）が分担した。中国側委員は中国社会科学院近代史研究所、世界史研究所、および北京大学歴史学部所属の歴史学者であったのに対し、日本側委員はほとんど全員が日本各大学の教授で、何故か専門が歴史学ではなく、主に「法学」であった（ただし主席委員の北岡伸一は「法学の教授」としているが、『日本陸軍と大陸政策』などの著書があり、日本政治史専門と言えよう²⁹⁾。ここで押さえておくべきこと

は、日中間だけでなく、日本国内でも研究者間で意見対立があるにもかかわらず、選抜されたのはどちらかといえば、政府見解に近い人々であった。したがって、意見融和よりも対立を浮き彫りにする可能性を当初から有していたといえよう。否、日本政府はある面でそれを目的としていたのかもしれない。

表3によれば、「盧溝橋事件」では日本側は「偶発」性を強調し、中国側が「必然性」を強調した。「満洲国」では日本側は問題点を指摘しつつも、近代化、工業化を強調したのに対し、中国側はマイナス面を列挙し、産業近代化も実は進まなかったと結論づけている。日中双方が評価したのは「近代交流」であり、意見融和の可能性を広げる。「交流」として、周知の蒋介石の日本陸軍高田連隊入隊のみ突出させるのは違和感を禁じ得ない。

2009年12月24日東京での最終会合で、例えば、「南京大虐殺」に関しては「総論」に入れることは見送られた。研究過程で「大規模な虐殺」の存在は一致したが、犠牲者数や背景、原因については見解が分かれたという。中国側座長で中国社会科学院近代史研究所長の歩平が南京裁判での「30万人以上」説、東京裁判での「20万人以上」説の史料的正当性を力説したのに対し、日本側座長の北岡伸一は資料の信憑性自体を問う必要性を力説、反論したという³⁰⁾。

ただし焦点が南京事件の犠牲者数であるかのごとき報道がなされた。しかし、実際は共同研究では犠牲者数のすりあわせはおこなわず、「なぜ悲劇は起きたか」といった問題意識から、事件が起きた経過と要因について議論することに意味があるとの点で、双方が合意していたという³¹⁾。

歩平によれば、共同研究は「歴史を正視し、未来に向かう」精神でおこなわれたとする。そして、「学術研究において不一致が存在するのは全く正常な現象といえ、そうでなければ学術研究の価値がなくなってしまう。……日本のあるメディアは3年間の努力によって達成された積極的な結果を見ようとせず、侵略戦争であることについて認識が一致したことを報道せず、南京大虐殺の事

表3 歴史共同研究報告書における日中主張の比較

	日本側	中国側
盧溝橋事件 (1937年7月7日)	最初の発砲事件は「偶発的」で、現地では局地的解決の努力がおこなわれた。だが、中国との「戦争」が長期化すれば対ソ連で不利となるとして局地的解決を訴えた「不拡大派」に対し、国民政府軍に打撃を加え、一挙に日中問題を解決すべきとする「拡大派」が優勢になった。そこで、現地軍の行動を抑制できなかった。また、事件の拡大要因は日本政府や世論にもあり、近衛内閣は行き詰まった中国政策の打開の好機として、増派を容認し、「現地解決」の努力を押し流した。	盧溝橋事件が起きた要因は偶然だったかもしれないが、歴史の流れという観点からは必然性を帯びていた。その直後に中国との全面戦争に突き進んだ日本軍の侵略意図は明白である。事件後、世論の高まりにより日本国内の「不拡大派」の声は完全にかき消された。日本は素早く北平（現在の北京）、天津を占領し、華北各地に戦火を拡大させた。それに危機感を抱いた国民党、共産党は第2次国共合作をおこなった。
「南京大虐殺」 (1937年12月)	日本軍による捕虜、敗残兵、便衣兵、および一部の市民に対して集団的、個別的な虐殺事件が発生し、強姦、略奪、放火も頻発した。犠牲者数は日本側の研究では「20万人」を上限に「4万人」、「2万人」などの推計がある。それは、虐殺の定義、対象とする地域や期間、資料に対する相違から生じている。なお、虐殺が起きた要因については、日本〈軍〉側に捕虜の取り扱いや占領後の住民保護計画の欠如、憲兵不足などがあり、副次的要因としては、中国軍の南京防衛作戦の誤りや民衆保護対策の欠如があった。	大量虐殺の背景は、後方支援が不十分だった日本軍が大量の捕虜を抱えることに不安をもったことや、中国軍兵士が軍服を脱ぎ捨てて市民の居住区に逃げ込んだことがあげられる。被害者数については東京裁判判決の「20万人以上」と南京戦犯裁判の「30万人以上」を提起した。そして、南京戦に参加した師団長の日記などを引用し、数千～数万人単位の虐殺が各地でおこなわれているとした。「従軍慰安婦問題」については、南京占領後、すぐに慰安所を開設、多くの中国人女性を強制的に性奴隷としている。
「満洲国」 (1932年3月～ 1945年8月)	積極的に新国家〈「満洲国」〉建設に参加する住民は少なかった。1932年9月の平頂山事件のようにゲリラに通じたとされた住民が虐殺されるケースもあった。他方で、統治実績としては、通貨統一により満州経済の近代化を促し、34年までに中国の中で最も工業化された地域となった。鉄道や道路の整備が進み、石炭や電力、鉄鋼などの生産も伸びた。ただし、こうした発展は住民の生活向上を目指すものではなく、多くの場合、軍事的な考えに促されたものであった。	1931年柳条湖事件以降、中国は国難の時代に入り、各界での抗日の動きにつながった。翌年成立した「満洲国」は関東軍主導の「偽りの傀儡政権」であった。関東軍が「満洲国」で石炭、鉄鋼などを増大させたというが、実際は産業の近代化は進まず、劣悪な環境下で働いた中国人労働者の汗や命と引き換えにもたらされたものは、重工業の偏重や過度の資源開発などの弊害だった。その他、平頂山事件では3000人余の「市民」〈住民〉が殺害され、七三一部隊の生体実験もあり、および現在も続く遺棄化学兵器の被害もある。
近代交流*	1905年科挙が廃止されると、海外留学熱が高まり、手軽で漢字も使えることから、法律や政治を学ぶ多くの学生が日本を目指した。蒋介石も陸軍の高田連隊に入隊している。いわば「20世紀前半の中国各界要人が日本体験をもっている。交流を通して西洋の学問が中国に伝わり、日本における中国論も中国に輸出され、影響を及ぼした。日本社会でも中国への距離感が急速に縮小した。	日清戦争以降、両国間で戦争や不幸な事件が相次ぐ中で、政治家や文化人の交流が盛んだった。これは、戦争状態に入った〈戦争状態の時もあった？〉両国関係の中で、最も意義ある側面である。特に日露戦争で日本が勝って以降、日本で語学や軍事、政治体制を学びたいという熱気が猛烈に高まった。日本の軍部や政府には「中国での勢力拡大」に利用しようという思惑があり、また、日本が欧米列強と共に中国を侵略していたが、多くの中国人が「日本をアジアの一員」と見なし、その新しい文化を受け容れたことは注目値する。

出典：「日中二つの歴史—共同研究報告書・見解と比較—」『朝日新聞』2010年2月1日から作成。※では、「孫文や魯迅、政治・思想家の梁啓超など、帰国して中国の政治や社会思想の変革に大きな影響をおよぼした著名人も多い」と説明を加えている。

実について認識が一致したことも報道しなかった」と批判する³²⁾。

北岡伸一にしろ「日本の侵略は明確な事実」とし、「満洲事変についても、日本の合法權益に対する中国側の侵犯があったからだと言う人がいるが、物事には均衡性の原則というものがあるが、中国側の条約違反によって、日本の領土の3倍もある地域を占領してしまうような大規模な行動を正当化することは到底できない」と述べる³³⁾。このように、当然のことながら日本の侵略に関しては否定していない。

また、日中歴史共同研究で、東京裁判に関して日本側が問題点を指摘したのに対し、中国側は意義を強調した。例えば、日本側は軍国主義者の処罰を世界に印象づけた裁判の政治的意味を認めつつ、手続きの不公正さ、事実認識の不確かさ、戦時期に成立していなかった法律で裁いたことの問題点を指摘したのに対し、中国側は「侵略戦争を防止し、世界平和を守るための積極的試み」と評価し、「日本の侵略戦争を総括し、歴史的結論を出した」（『東京裁判の認識に差』『朝日新聞』2010年2月4日）、とする。これは矛盾、対立があるかのような記事であるが、双方の意見に矛盾、対立はない。すなわち、私見を述べれば、「手続きや事実認識の不備、および事後法などの問題点があったとはいえ、日本の侵略戦争であったことを確定し、その主要人物を裁いたことは高く評価できる」と記述すればよい。どちらかといえば、日本側は東京裁判の問題点のみを強調するが、そうした見解は将来、太平洋戦争、東京裁判の総括を巡り、それらを「正義」と考えるアメリカとの間にも矛盾を孕むことになる。

ところで、歩平は次のようにいう。日本の学者やメディアは、日中歴史問題は「純学術」問題と強調し、「非政治化」を要求する。だが、「中国では抗日戦争、中華民族の団結統一、および近代中国社会の復興は密接な関係にあり、したがって、終始、抗日戦争勝利記念は抗日戦争の歴史記憶と民衆団結、中華振興の目標を結びつける重要な活動であった。他方、戦後日本は平和の途を歩んだとはいえ、終始、侵略戦争の正義と強調する政治

的立場が存在し続け、侵略戦争責任を承認せず、侵略戦争の歴史的事実を否認する言動、『国家無罪』の立場が存在し続けている。こうした意見は決して日本国民全体を代表するものではないが、一部の政治家の支持と容認を得ている」とする。このことから、「中日歴史問題は、現実には主に政治・〈民衆〉感情・学術研究の3種に異なるが、相互に関連する方面の反映といえる」、とする。つまり、その3方面からアプローチする必要性を力説した上で、「実証を重視するとは、実証研究がすべての研究法に代替できるということではない。もし個別『史実』の詳細な分析はミクロ的な実証主義研究に陥り、マクロの問題の基本性質の把握に〈悪〉影響を及ぼし、特に戦争責任における『侵略』などの原則的問題を回避させることになる³⁴⁾、と日本側の研究姿勢に疑問を提起した。

川島真によれば、歴史共同研究は日中の「非対称性」があり、最も大きな相違として①中国側は結果重視、つまり最終的に日中戦争に至る道を描こうとし、個々の時期の説明はその一部として意義づけられた点である。それに対して日本側は「必然論」を採らず、結果よりも過程を重視し、様々な条件の下で1つの決断がなされ、その個々の結果が歴史の流れを作ったという観点とする。②中国側が侵略や戦争について「軍民2元論」を採るのに対して、日本側はそれには依拠しない点である。「軍民2元論」は、侵略や戦争責任の1部を軍国主義者に帰し、日本の一般人民は中国人同様に犠牲者という日中友好運動の出発点に関連付けられている³⁵⁾、とする。しかし、実際は川島が言うほど単純ではない。戦時中、反戦詩人のエスペランティストである長谷川テルは、多くの日本軍の一般兵士は庶民なのであって、日本帝国主義者と明確に区別すべきことを訴えた。また、鹿地亘らは日本ファシストとその被害者である国民を区別し、日本人反戦兵士を養成、反戦劇「3兄弟」などの活動をした。こうした懸命な努力の結果、「日本人全てが侵略者なのだ」とする中国側や中国民衆の意識を改めさせる契機ともなった。国民政府や中国共産党も次第に日本の徴兵制への理解を深めた。当時、周恩来や郭沫若らは長

表4 歴史共同研究報告書における日韓主張の比較

	日本側	韓国側
「従軍慰安婦」	慰安婦の記述が消えていったことは、決して女性軽視などではなく、実証研究の進展にともなう不正確な記述の「淘汰」である。	日本の教科書における慰安婦の記述は1996年以降、明らかに縮小の一途をたどっている。政治・社会的状況の保守化が根本的な要因である。
韓国併合とそれに至る過程	日本の教科書で朝鮮半島の記述が韓国より薄くなるのは当然である。 1905年の第2次日韓協約では、皇帝高宗の関心事は、条約によって皇室の利益を守ることであった。 韓国併合に至るまでの諸条約の合法性には様々な議論がある。併合が非合法であるとする韓国学界の主張は、欧米などの国際法学者の多くが支持するには至っていない。	日本の教科書は、全般的に日露戦争以後、韓国併合に至るまでの過程を粗略に記述している。第2次日韓協約の際、高宗の関心が「皇室の利益」とするが、具体的な根拠を示していない。 韓国の国権侵奪が日本の武力によって強圧的におこなわれたという点を総じて認めながら、条約が「不法」だったと明記した教科書はない。
植民地時代の日本語教育	意義があった。	学ぶ意義はほとんどなかった。
韓国の歴史教育	韓国の「反日教育」は、植民地化された韓国の主体性回復政策の一環だった。「政権が『反日』を利用して政権維持を図っている」という見方は、ある意味で事実を含んでいるが、正確ではない。日本的なものを警戒する構造が基底にある。	日本に侵略された朝鮮半島の歴史を子どもたちに伝えることは当然だ。反日感情と反日教育を結びつけようとする主張は、責任転嫁の論理に過ぎない。
韓国の教科書	韓国の教科書は日本国憲法、憲法9条についてまったく記述していない。反省と謝罪に関する天皇の「お言葉」と「村山談話」を記述していない。	特定のテーマが扱われていないという批判は皮相な分析である。
日本の教科書制度	日本は検定制度を採用しているため、様々な内容の教科書が存在する。日本政府が教科書の内容を完全に決めるわけではない。	教科書記述の後退を主導したのは、村山談話を否定する自民党と右翼の政治家で、ラッパ吹き役を果したものは「新しい歴史教科書をつくる会」と産経新聞だ。

出典：「教科書・日韓に深い溝―歴史共同研究、報告書を公表―」『朝日新聞』2010年3月24日から作成。

谷川テルや鹿地亘を支援した³⁶⁾。つまり日本国民も戦争の犠牲者で、日本軍部と切り離して考えるべきとの発想は中国側から生み出されたものではなく、日本人である長谷川テルの言動や鹿地亘の活動などを起点とし、周恩来などを通じて普遍化していった可能性が強いということである。そして、こうした発想こそが戦争直後の多くの日本兵の命を救ったともいえる。

日本・韓国でも同様な歴史共同研究が実施されており、その論争点は表4の通りである。これによれば、論点は「従軍慰安婦」、「韓国併合とそれに至る過程」、「韓国の歴史教育」、「日本の教科書制度」などであった。「従軍慰安婦」に関しては、繰り返すが、日本側の主張にある「不正確な記述の『淘汰』」などとは到底いえないものを含む。

次いで「韓国併合とそれに至る過程」では、「併合が非合法である」との主張は、日本側が「欧米などの国際法学者の多くが支持するには至っていない」として当時の法解釈のみを強調するが、では、現在からの視点で歴史学的にはどう見るかの視点が欠落している。さらに、「日本の教科書制度」に至っては「日本は検定制度を採用しているため、様々な内容の教科書が存在する」として「自由度」を強調するが、家永教科書裁判、最近の沖縄戦での「集団自決」問題を見ても先進国の中でも管理統制が厳しいのではないかと。反面、歴史学から離れた復古的な物語風教科書を検定合格にするという問題も厳然として存在する。それに対して、韓国側も、日本の「政治・社会的状況の保守化」など背景のみに問題を還元するなど、有

効な反撃とはなっていない。双方の主張が十分に
かみ合っていないのである。

なお、日韓歴史共同研究の教科書小グループの
日本側幹事代行の木村幹（神戸大学大学院教授）
は「テーマは政治レベルで決めるべきだ。政治で
解決できない歴史認識の問題を研究者にやらせて
いる。責任放棄ではないか」と言い、また韓国側
委員の1人も「両政府が事前にマニュアルを作る
べきだ」と語り、「政府が一定の指針を示すべき
だ」との声があがっている³⁷⁾、とする。これは危
険な発想で是認できない。これでは、政府見解を
背負った代理論争となり、本来、政府からも自由
であるべき研究者の思考形態、探究心を妨害し、
手足を縛ってしまう。そして、何よりも研究者と
しての責任放棄ではないか。

むしろ『朝日新聞』が「社説」で掲げた「必要
なのは『国民の物語』とは別の歴史だろう。本
来、歴史学者の使命も国籍にとらわれないで歴史
の事実と意味づけを追求することだ」³⁸⁾との見解
の方が相対的に正当なものと考えられる。もちろ
ん「物語」ではなく、個別実証性を重視して、ミ
クロとマクロを結びつける発想である。そうして
こそ、両国にとって有益な新たな柔軟な発想が生
まれる。両政府は歴史共同研究者を管理すべきで
はなく、同時に研究者も自由な発想の下、史料と
の格闘を通じて獲得した自らの研究による結論に
自信を持ち、政府への過剰な依頼心を捨てなくて
はならない。

III 日・中・韓共通教科書・教材の模索

政府レベルの歴史共同研究は再開に含みを残し
ながらも、一応終止符が打たれた。だが、ここで
看過できないことは、歴史認識の相違を克服する
ことを目指して、日中、日韓、そして日中韓の間
で民間レベルの歴史共同研究が継続していること
である。そして、日本・中国・韓国の民間各研究
者による共通教科書・教材も出版されるようにな
った。

例えば、①日中韓3国共通歴史教材委員会『未
来をひらく歴史—東アジア3国の近現代史—』高
文研、2008年第2版があり、民間レベルで未来

のための各歴史教科書を融合、実際に作成する
という試みが実践されている。現在のところ、日
本・中国・韓国が分担して書いており、相互の議
論により手直しが図られているが、章節毎の有機
的関連が不十分な点も見受けられる。とはいえ、
一般の歴史教科書では単語、もしくは簡単にふれ
られるにとどまる項目、例えば、「関東大震災と
朝鮮人・中国人の虐殺」(82~83頁)、「細菌戦・
毒ガス戦と人体実験」(130~131頁)、「日本軍
『慰安婦』として連行された朝鮮人女性たち」
(144~145頁)などについて背景、実態を各2頁
にわたって詳述しており、既成の教科書を深く理
解する上で有意義といえよう³⁹⁾。日清戦争、日
中戦争などを含めて立場が異なるテーマを困難を伴
う中で、対立する立場を乗り越えて、いかにより
よく融合させていくのか期待している。ただし、
なぜ共通教科書・教材作成に台湾が含まられてい
ないのか、疑問に感じた。台湾は中国の一部、も
しくは単なる中国の地方史と位置づけたためであ
ろうか。ともあれ政治混乱を回避し、実現可能な
ことから追求するということで、日本・中国・韓
国に絞ったものと考えられる。

②斎藤一晴『中国歴史教科書と東アジア歴史対
話—日中韓3国共通教材づくりの現場から—』花
伝社、2008年は、①に参画した著者が、その作
成過程における日本・中国・韓国各研究者の議論
などを紹介しており、興味深い。従来からの中
国・韓国それぞれの教科書毎の推移、変貌を論述
する。そして、一部マスコミや政治家などが中国
の教科書は「反日」的とする評価に対して反論
し、抗日戦争の記述もすでに大幅に減少している
とする。私見を述べれば、「反日」か否かは指標
にならず、こうした議論に巻き込まれる必要もな
く、歴史学や歴史事実に立脚しているのか否かを
むしろ問題にすべきであろう⁴⁰⁾。

台湾を含めて論じたものとしては、③中村哲編
著『東アジアの歴史教科書はどう書かれているか
—日・中・韓・台の歴史教科書の比較から—』日
本評論社、2004年がある。ただ同書は日本・中
国・韓国・台湾の歴史教科書に分け、それぞれ各
国教科書の変遷史という形態をとっている。した

がって、各国それぞれの教科書内容の変化を縦断的に知るには便利だが、同一事例・事件に関して各国教科書の解釈を横断的に比較検討するには不便である。それを補うため、例えば、第8章で「戦争」を扱っているが、満州事変から日本敗戦まで僅か189頁から193頁が割かれているに過ぎない。この時期、中国の教科書が「国民政府が、国際連盟に提訴し」、リットン調査団が組織されたことに触れていないと言うが、私の使用した中国の教科書ではそれに論及している⁴¹⁾。つまり見逃したのではないかということである。また、この時期に関しては、台湾の教科書を捨象している。なお、中村哲は世界史を必修にし、日本史を選択にしたことに不満のようだが、コメントを述べれば、日本史しか教えない高校が多数を占めるという現状がある以上、生徒に世界史的視野を持たせる意味でも「世界史必修」は必要悪と考える（私見を述べれば、歴史の時間数を増やして日本史・世界史の双方を必修にすべきと思う）。なお、中村哲は日本史、西欧中心の世界史以外に、「東北アジア史」（日本中心主義を避け、中国・日本・韓国・台湾の交流、相互作用などを重視するという）の創設を提起しており⁴²⁾、その点には基本的に異論なきところであろう。日本の歴史教育はあまりに日本が包括される東アジア史（私の念頭にある東アジアは、原則として日本、中国・台湾、韓国・北朝鮮）を軽視しているからである。

④浅倉有子編『歴史表象としての東アジア—歴史研究と歴史教育との対話—』清文堂、2002年は、日本、中国、韓国、ロシアの各研究者によるシンポジウムの成果である。その母体が上越教育大学東アジア研究会で、ロシアを包括していることは意義がある。だが、日本史、日本民俗学、古代韓日関係史、日露関係史、歴史教育学などの専門家で、中国近現代史を包括する東洋近現代史の専門家はいない。東アジアの歴史学と歴史研究の理念先行的、もしくは局部的、個別的な「基礎的研究」になっていることは惜しまれるし、不満でもある。ただし、李元淳が、歴史認識を一つにする必要はなく、大切なことは「異」と「同」を正確に把握・理解し、教育する。そのためには、自

国・自民族の個別的価値に執着せず、他国の歴史の価値を尊重・受容し、東アジアの普遍性を勘案する広い視野で歴史をとらえることの重要性を述べるが⁴³⁾、この見解は示唆に富む。

⑤歴史教育研究会（日本）・歴史教科書研究会（韓国）『日韓歴史共通教材・日韓交流の歴史—先史から現代まで—』明石書店、2007年は、日本の歴史教育研究会は東京学芸大学中心に日本史・朝鮮史の大学・高校各教員、大学院生、他方、韓国の歴史教科書研究会はソウル市立大学の国史教員、大学院生、および中学校・高校各教員各20人前後で、計約40人によって組織された。本書の作成は、1997年から10年かかった。刊行理由は、日・韓が、「未来を賢く切り開く」ために、「互いができるだけ早く歴史の真実を正しく認識」（「刊行にあたって」4頁）する必要からとする。本書の特色は、(1)日韓の歴史共通認識の探究、(2)先史から現在まで共通教材初の通史で、日韓交流史に重点があること、(3)両国の高校生などを対象、(4)両国における歴史研究の成果を踏まえている点、そして(5)自由に意見交換するため「民間」という形態をとったことにある⁴⁴⁾。

具体的に内容を見ると、①両国教科書の記載不十分な通信史外交を重視、②日清戦争は日本と清の戦争でありながら、戦場は朝鮮半島であり、かつ「東学農民軍」中心の朝鮮人民との戦争であったことを理解させるなど、教える視点や目的が明確である。その他、③「朝鮮蔑視観」や差別意識を有する大多数の日本人の中で、三・一独立運動を契機に同化政策批判に転じた吉野作造、「植民地放棄論」の石橋湛山、および景福宮の光化門撤去反対運動に立ち上がった柳宗悦（白樺派・民芸家）を紹介する⁴⁵⁾。こうした人物の存在は、韓国人高校生にとって日本認識を深める意味でも、また日本人高校生にとって日本人の多様な思想、主張を示すことで、生徒たちが歴史観や自分の生き方を考える上で大きな意義があると思う。

⑥君島和彦『日韓歴史教科書の軌跡—歴史の共通認識を求めて—』すずさわ書店、2009年は、⑤の主要メンバーである著者がいかなる理由で本企画に参画したかが理解できる。すなわち、日・

韓の間では、歴史の共通認識を求めて様々な交流がある。両政府間では様々な政治的障害が予想される中で、まずは可能な民間での交流をおこない、相互の認識を深め、さらに共通教材の作成によって歴史の共通認識に接近していこうとする試み⁴⁶⁾とする。こうした地道な取組こそが教科書の質を高め、将来の日韓関係を好転させる上でも重要といえよう。

IV ヨーロッパ共通歴史教科書の意義と課題

では、東アジアよりも先行し、すでに成果をあげている欧州での歴史共同研究・共通歴史教科書に論を進めたい。例えば、独・仏間では1951年という早期にゲオルク・エッカート国際歴史教科書研究所により先駆的に開始され、両国首脳の合意もあり、2006年共通高校歴史教科書として結実した。また、ドイツ政府はナチス時代の「負の過去」を克服するため、周辺各国間での歴史認識の対立解消を図ってきた。1970年西ドイツ首相ブラントがワルシャワのユダヤ人犠牲者追悼碑の前で謝罪した。これが歴史和解の契機となり、1972年共通教科書作成を目指してドイツ・ポーランド教科書委員会も設立された⁴⁷⁾。しかもドイツはイスラエルともアウシュビッツ問題を含めて共同で歴史教科書への取り組みを進めている。

ここで、『ドイツ・フランス共通歴史教科書【現代史】—1945年以後のヨーロッパと世界—』明石書店、2008年をとりあげよう。両国運営委員会は、フランス側は国民教育・高等教育・研究省、外務省、及び各大学歴史学教授など9人、ドイツ側は外務省、文部省、現代史や教科書専門の大学教授など11人から構成された。執筆者は歴史・地理・語学の高等学校各教諭、および高等師範学校卒業者など10人から構成される。このことから、本教科書は官民協力で、両政府の強いバックアップがあって日の目を見たことが分かる。

「フランス語版序文」を要約すると、以下の通り。本書は両国の現行の教育課程を尊重しつつも、双方の立場から見た歴史である。今、何故こうした教科書が必要なのか。多くの国々からなる複雑な世界に生きていくためには、とりわけ多元

的歴史認識が必要であるとの考えに基づく。こうした動きは以前からあり、本教科書作成は2003年1月ベルリン開催の独仏青年会議の希望に応じて始まり、2004年5月両国政府に承認された。そして、両国運営委員会が大枠の指針を決めると、執筆と制作を独仏編集委員会に委託した。全3巻で、高校第1学年が「19世紀の変革から第二次世界大戦末まで」、第2学年が「ギリシア民主制から1789年のフランス革命まで」〈時代順ならば第1学年用と第2学年用が逆?〉、第3学年が「1945年から現代まで」であり、現在の視点から考えることの重要性から、まず先行的に第3学年用を刊行したという。第二次世界大戦で蹂躪された人権と民主主義という「普遍的価値」に基づき形成されてきた「ヨーロッパ意識」を視野に入れた。「過去を振り返ることで現在に光を当て、誠実に未来を見つめる」で「序文」は結ばれ、最大の眼目の一つがここにあったことを示している（ただ筆者の関心から言えば、「19世紀の変革から第二次世界大戦末まで」が未刊行なのはやはり遺憾である）。

では、内容に踏み込み、ここでは、本稿と関連のあるニュルンベルグや東京両裁判、およびナチス・ドイツによるユダヤ人大量虐殺問題に焦点を当て検討したい。

例えば、ナチス・ドイツや日本に関しては、第1章第1課「第二次世界大戦の結果」は以下の通り。「ナチスの強制収容所を解放した連合国軍は、そこで行われていた身の毛もよだつような残酷な犯罪を目のあたりにした。そこでは、ユダヤ人およそ600万人、シンティ・ロマおよそ20万人、その他何十万人という人々が組織的に殲滅されていた。こうした事実を目撃した激しい精神的衝撃から『人道に対する罪』という新しい概念が生まれる。後にニュルンベルグや東京で開かれた国際軍事裁判では、ナチスや日本の戦争犯罪人がこの概念に基づいて裁かれた。「学習の手引き」では「第二次世界大戦は精神的にどのような結果をもたらしたのか？ 物質的な破壊と精神的な打撃との間にはどのような関係にあるのか？」⁴⁸⁾、という高度な問いが設けられている。

第2章「第二次世界大戦の記憶」では、「当初は戦争の勝利や敗北を記念して行われた愛国主義的な祝典は、次第に……戦争を勇敢に戦った人々の記憶が影を潜め、少しずつ悲劇的な虐殺の記憶が中心を占め」始め、「先の見えない世界情勢の中で、そうした式典や記念の場は、戦争中になされた暴虐が再び繰り返されることのないように、未来の世代に過去を記憶する義務を訴える場となった」⁴⁹⁾。こうした視点から共通歴史教科書を通じて、未来の戦争抑止、暴虐防止が目指そうとしたことが分かる。

第1課「勝利の祝典から『記憶する義務』へ」では、「ニュルンベルグ裁判（1946年）および東京裁判（1948年）の結果、敗戦国は戦争中に自ら犯した罪の責任を負うように強く求められた。しかし冷戦の勃発のために、アメリカは戦争犯罪人の追及を断念することになった。こうして日本では、昭和天皇の戦争責任と、天皇を介した日本の社会全体の戦争責任の問題は、1989年のその死〈昭和天皇の死〉まで触れられることはなかった。また、歴史修正主義者〈ナチスのガス室や大量殺戮の事実を否定しようとする立場など〉たちが、時おり連合国によるドレスデン爆撃や広島への原爆投下を引き合いに出し、ドイツ軍や日本軍の犯した暴虐が特別なものではないと主張することもあった」⁵⁰⁾。このように、ニュルンベルグ、東京両裁判の共通性を述べる。日本では、一部にナチス・ドイツと日本の差異を強調し、「日本はファシズム国家ではなかった」と強弁する向きもあるが、これを真っ向から否定する内容を含む。冷戦開始によりアメリカの「戦争犯罪人の追及」断念の姿勢変更は日本のみならず、ドイツでも同様であったことがわかる。しかしながら、日本で原爆投下は「戦争だから致し方なし」とし、それに対置する形で、「日本軍の暴虐」を免罪にするという論調はあまり聞かない。原爆問題と関わりなく、日本の一部に、戦争なので「日本軍の暴虐」は致し方ないと居直るか、「そうしたことはなかった」と強弁する向きはある。もしくは日本国民の戦争被害のみを強調し、アジアに対する加害には目をつぶる傾向はある。

第2課「ショア（ユダヤ人大量虐殺）の記憶」（「ショア」はヘブライ語で「惨劇」）の「耳を傾けてもらえなかった証人たち」という項目で、「自分の犯罪のあらゆる痕跡を必死に消し去ろうとするナチスに対抗するかのようになり、生き残ったユダヤ人の中には、戦争直後からユダヤ人ジェノサイドに関する証拠や証言を集める者も多かった。だが、世間は、こうした当初の証言には全くといっていいほど関心をはらわなかった」。つまり当初は、ドイツ社会などはこれらの事実を目をつぶり、もしくは無意識のうちにも触れられたいと考えていたことがわかる。

しかし、「よみがえるユダヤ人の記憶」では、第二次世界大戦中のユダヤ人の実態を明確化していく過程において、1961年にエルサレムで開かれたアイヒマン裁判は一大転機となった。そこで初めて総勢111人の証人が証言を行った。その時、彼らは記憶を語り継ぐ主役となった。1960年代にフランクフルトで、そして、1980年以降にフランスで、人道に対する罪あるいはそれに加担した罪で何人かが有罪を宣告された。人道に対する罪には時効がない（時効不適用）。「こうした裁判は、若い世代への教育的役割を果たすことにもなった」。1967年第3次中東戦争が勃発すると、イスラエル国家の破壊を懸念した「ユダヤ人の心に、ジェノサイドの記憶がよみがえった」とする。そして、「1973年になって初めてアメリカの主要ユダヤ人団体は、ホロコーストの記憶を語り継ぐことを最優先事項とした。そうすることで、過去の犠牲によって与えられた特権の一つとして、全世界のユダヤ人の避難場所となるイスラエルが支持されることにもなるから」とする。その上で、本教科書は、ユダヤ人大量虐殺は「全世界で記憶しなければならないこと」とし、その記憶は、「犠牲者に対して敬意を表するばかりでなく、このような惨劇が二度と起こらないようにと未来の世代に訴えかけてもいる」⁵¹⁾、述べる。

第3課「フランス人と第二次世界大戦—『ヴィシー症候群』—」では、まず「国を挙げての抵抗者フランスという神話」において、真正面からフランス自体の問題にメスを入れる。「レジスタン

スから生まれた政治勢力全体にとって、終戦後の最優先事項は、国民の一体性とフランスの威信の再建であった。……フランス全体が抵抗者として英雄視することで、占領時代の記憶や戦争捕虜の記憶、人種的理由に基づいて強制収容所に抑留された人々の記憶はその陰に覆い隠されてしまった」。だが、ヴィシー政権下の「フランス国の罪の公認」で、フランスの歴史的恥部に踏み込む。すなわち、1992年7月、「ミッテランは大統領として初めてヴェルディヴ事件〈1942年パリ地方在住のユダヤ人1万3152人がフランス警察に連行され、競馬場などに集められ、その後、アウシュビッツに送られた事件〉の犠牲者を追悼する式典に出席」した。次ぎのシラク大統領は「フランスとヴィシーが混同されることを拒否」しながらも、ナチス「占領軍の狂気の犯罪にフランス人が、フランス国家が手を貸した」と語り、2000年に公布された法律により、「7月16日」が「フランス国家による人種的・反ユダヤ的犯罪」の追悼記念日となった⁵²⁾、とする。

今度は、ドイツ自身がナチス・ドイツの歴史に苦悩し、動揺しながら切り込むのが、第4課「1945年以後のドイツとその記憶文化」である。「ドイツ社会はどのようにして、ナチス犯罪の責任を引き受けつつ、第二次世界大戦の犠牲者を追悼することができたのか?」という問いかけから始まる。「二つのドイツ、二つの記憶文化」において、戦後二つの国家に分断されたドイツでは、1945年以来戦争に関する二つの記憶が対立してきた。西ドイツ再建を図っていたアメリカが1945年3月に非ナチ化政策を終了させると、1950年代末までに有罪を宣告された人々の大部分が釈放された。当時、ドイツ人は戦争の犠牲者と見なされることを望み、ナチス政権が犯した残虐行為の責任をヒトラーや親衛隊に押しつけることで、第三帝国〈ヒトラー政権〉の記憶を抑圧してきた。他方、東ドイツは「ドイツのファシズム」に対する勝利を標榜して、ナチズムの遺産を西ドイツに押しつけた。「共産主義政権が1958年にブーヘンヴァルトに建立した強制収容所関連の最初の記念碑は、ファシズムに対する抵抗運動に

捧げられた記念碑であった」とする。全体として旧東ドイツは軽く扱われており、東ドイツの視点をもう少し導入する必要があるのではないか。

それでも1950年代末頃からは、西ドイツの世論もナチスの犯罪の記憶を以前より受け入れるようになった。1958年ナチス犯罪追及センターが創設されると、元ナチス責任者に対する告訴や裁判が再び開始された。「東欧諸国に対する接近政策」(東方政策)に伴い、1970年に西ドイツ首相ヴィリー・ブラントがワルシャワ・ゲッソーの闘士のための記念碑の前でひざまずいたように、「過去の罪に対して政府が公式に改悛の意」を表した。そして、「今も痛み続ける国民の意識」では、「ナチス時代の記憶から繰り返し論争が発生するという事実は、ドイツ人がいまだに過去に完全な決着をつけるにはいたっていないことを物語っている。……それでも今、記憶する義務は、以前よりも幅広く受け入れられている。実際、戦争の記憶はドイツ国民としてアイデンティティを作り上げている。その記憶のおかげで、ドイツ国民は民主主義とヨーロッパ連合への責任を表明することができる」、と総括する。いわばドイツの歴史上の加害責任を潔く認めることで、ドイツが現在の欧州の中で認められ、責任を果たすことができるとしているのである。これは、周辺諸国家と摩擦を起こし続けている日本が学ぶべき姿勢ともいえるのではないか。

資料として「極右主義者」として、ドイツにおいて「虐殺されたヨーロッパのユダヤ人のための記念碑建立に反対するネオナチのデモ(ベルリン、2000年1月)」が掲載され、「学習の手引き」では、「極右のデモは、今日のドイツでどのような反響をもたらす可能性があるか、自分の意見を述べよ」という⁵³⁾、深い考察が必要な設問が準備されている。

以上のように、仏・独・イスラエル(ユダヤ人)・アメリカの大きく4極の苦悩を含めた歴史事実、経過を提示し、高校生に構造分析、思考力強化を促すという画期的なものといえよう。ただし、あえて難をいえば、独・仏など欧州はユダヤ人に対する負い目があり、また、アメリカはユダ

ヤ人に同情しており、かつ経済力や政治力のあるユダヤ団体も少なくない。したがって、アメリカはイスラエルに過剰な肩入れをし、それを積極的に利用しようとするイスラエルの姿勢がある。これにもメスを入れる必要があるのではないか。イスラエルとの関連で現在の世界情勢を考察するには⁵⁴⁾、やはりパレスチナ問題を除いて考えられない。周知の如く1915年イギリスは第一次世界大戦への戦争協力を得るため、フセイン・マクマホン協定でアラブ人の独立、17年バルフォア宣言でユダヤ人に対して同地域にあるパレスチナ回帰を約束するという、いわゆる「二枚舌」外交を展開した。それが今も続くイスラエル・パレスチナ問題の根源である。ユダヤ人問題をとりあげる以上、この問題を歴史的観点からとりあげる必要があり、そのためには、将来の共通教科書にはイギリスを加え、当然のことながらパレスチナを中心にアラブ諸国・アラブ人側からの参加・観点を加える必要が出てくる。このようにしなければ、歴史の本質が見えないからである。いわばドイツを中心としてユダヤ人を迫害したが、現在、そのユダヤ人が加害者となってアラブ人を迫害している。この負の玉突き現象の解明なくして、この問題の本質は見えない。

監訳者の近藤孝弘は、「国際歴史教科書対話と独仏共通教科書」（同訳書所収）で、以下のような解説を加える。「本書がもたらした新たな次元は、ヨーロッパ共通歴史教科書へと道を拓く可能性よりも、2国のあるいは複数国の歴史家がいずれかの国で使用される1冊の教科書を共同で執筆し、その際、国家を超えた歴史理解の共通性を強調するだけでなく、その差異が持つ意味の理解を教育目標の一つに据える歴史教育の姿にこそ認めることができる。歴史理解の統一を性急に目指すのではなく、多様な歴史理解の相互参照と、その過程でのより精緻で相対的な認識の普及を追求する姿勢において本書を捉えるとき、この試みは再び国際歴史教科書対話の延長線上に位置づく⁵⁵⁾、と大きな可能性を指摘している。私も大筋としてこの見解に同意する。

おわりに

以上のことから以下のようにいえよう。

第一に、教科書問題の歴史を探ると、戦前、日中間は相互関係が良好な時期には双方の教科書内容もどちらかといえば、好意的内容となり、関係が悪化すると記述内容に厳しさを増す。特に日本の周辺諸国への侵略拡張政策が明確になるに従い、中国教科書の日本に関する記述は鋭さを増していった。それに対して、日本は一方で侵略行為を繰り返しながら、それに批判的な中国の教科書に「排日教科書」のレッテルを貼り、内政干渉を繰り返した。そして、それを口実にして、むしろ侵略を加速させた。

戦後、日本国内では政治面で2つの大きな流れが形成された。その背景には、軍隊とはそもそも国・国民を守るのか、それとも国・国民を破滅に導くのかの対立の構図があった。この命題を巡って、1つの流れは戦時期の反省から日本の戦争体制、戦争と侵略実態、植民地支配などを教科書の中に正確に書き入れることで、同じ過ちを繰り返さず、日本を再び破綻の淵に追いやらないことを目指した。2つ目の流れが、日本の侵略や植民地支配の過酷な実態などを教科書から排除し、日本の戦争を「侵略戦争ではなく、アジア解放の戦争」と位置づける。神風特攻隊なども軍事体制下で死に追いやられた戦争犠牲者ではなく、国を守るための英雄的行為とする。本質的に再軍備・軍備拡張を目指す。こうした発想からは旧日本軍の侵略行為までも根本的に否定せず、日本の植民地支配を肯定するという姿勢に陥るため、その被害を受けた周辺国家との軋轢を必然的に誘発することになる。だが、グローバル化した現代において、すでに日本国内だけで通じる独りよがりな教科書が許されない状況になりつつある。のみならず、歴史教科書が恣意的に記述されないためにも、家永が主張するように、歴史学・歴史研究と歴史教育・教科書を決して分離させてはならないのである。

第二に、後述する西洋の共通歴史教科書の動向にも触発された形で、日中間、及び日韓間で政府

後援の形で歴史共同研究が開始された。各国間で方法論、捉え方の差異があったとはいえ、こうした歴史共同研究が実施されたこと自体、画期的な意義がある。最初は、互いが同意できず、論争、対立することは当然のことといえよう。前述の如く川島真は、これを「日中間の非対称性」とし、かつ日本の「民主国家」と中国という「非民主国家」とレッテルを貼るが⁵⁶⁾、違和感を禁じ得ない。むしろそうした体制の違いを強調するよりも、あくまでも教科書内容に特化して論じ、差異のみならず、共通性を重視し、生産的な議論を組み立てることが肝要であろう。なお、①盧溝橋事件などをとりあげた場合、「偶発」性か「計画」性があるかが日本では論じられ、確かに「偶発」性を強調する研究者が相対的に多いのは事実である。川島真によれば、日本は「過程重視」であるが、中国は「結果重視」、「必然論」をとる⁵⁷⁾、とする。ここで押さえておくべきことは、それが「民主国家」と「非民主国家」の差異ではないことである。さらにいえば、日本の研究者の見解も多種多様で単純化できず、今回の場合、日本側には「過程」重視の研究者が主に選ばれていたということであろう。この問題は歴史の本質、すなわち戦争の実態を構造的に理解し、その本質をいかに捉えるかにつながる。私は「過程」も重視するが、同時に歴史的背景の中で、恣意的な積み重ねに見えることを歴史的に考察すると、実は1つの法則性をもっている場合があると考えられる。その可能性も否定しないということだ。還元すれば、「過程」も「経過」も「結果」も、そして、それに法則性があるか否かも研究対象とする。②私も戦時期における日本国民の被害側面のみならず、加害責任を明らかにすべきと考えている。だが、「軍民2元論」に関していえば、別にそれは中国側が「日中友好」のために生み出したものではなく、本文で述べた通り、むしろ戦時期における長谷川テラや鹿地亘ら反戦兵士の活動を起点とする可能性が強い。③東京裁判に対する私見を述べれば、日本は敗戦当時、日本人自ら戦犯を裁く能力がなく、アメリカ中心の東京裁判に委ねた。このことは、日本人の歴史認識に歪みを与えた。

それ以降、「勝者による裁判」のみが喧伝され、被害者の側面が強調され、日本による中国侵略、台湾・朝鮮植民地化など加害者たる側面を軽視する状況を招いたと考えている。

第三に、日本では、中国が歴史教科書を通して中国共産党史を教え、韓国は民族教育を推進していると批判する。これに異論をはさむつもりはない。だが、日本では、歴史教科書は民間出版社への委託形態をとるとして、執筆者、出版社の「自由度」を強調し、それに日本政府は口が出せないという。これは本当だろうか。日本もそれほど胸を張れる状況にあるわけではない。君島和彦が指摘するように、「中学校や高校の歴史教科書が複数あって、それらにかなりの差異がある場合でも、大きく見れば、『検定に合格する』ための努力の結果、日本政府の歴史認識が反映してしまう」のである⁵⁸⁾。いわば検定制度を通して採択数・販売数を気にする出版社、および執筆者に圧力をかけ、日本政府や文科省が望む構図や記述へと変えていく。また、日本の歴史教科書は客観的に記載していると自称するが、中国・台湾・韓国の各教科書は日本が捨象している史実をとりあげていることも事実である。したがって、各歴史教科書を分析する際、いかなる史実を採り上げ、もしくは捨象しているかに注意を払わなくてはならない。そして、その史実にどのようにアプローチし、いかなる視点で記述するのか。これによって生徒に異なるイメージが与え、大きな差異が生まれてくる。それが、後の国民の歴史認識に連動する。

第四に、欧州のドイツ、フランス、ポーランドなどでは試行錯誤しながらも共通歴史教科書の作成を先駆的におこなった。相互の立場を理解し、将来の紛争、戦争、虐殺などを阻止するためでもあった。その意味で明確な未来志向を有しているといえる。こうした試みをおこなうためには、まずは加害国ドイツの謙虚な姿勢とその取り組みへの積極性、粘り強さを不可欠とする。実際に独仏で作成された共通歴史教科書は1国史枠内で完結したり、一方的視点から論述するといった平板なものではない。多くの立場・相違を本文のみなら

ず、資料を駆使して記載し、多極構造的な構成をとっており、生徒に深く考えさせる内容となっている。このことは高く評価して評価しすぎることはない。もちろん問題がないわけではない。独仏のユダヤ人への負い目、アメリカのユダヤ人に対する過剰な同情が、現在イスラエルによる傲慢ともいえるアラブへの攻撃、侵略、殺戮を許容している。戦時中、被害者であったユダヤ人、その国家イスラエルがアラブ世界に対して加害者として出現しているのである。【ナチス・ドイツ】→【ユダヤ人・イスラエル】→【アラブ人・中東諸国家】という強者から弱者への玉突き現象・差別の構造（差別されていた者がさらに弱い立場の者を差別する構造）として現出しているのである。独仏共通教科書にはこの側面への切り込みがない。いわばパレスチナという新たな被害者を作っている要因を分析するまでには至っていないのである。

註

- 1) 三谷博「歴史認識の現在：2008」、劉傑・川島真編『1945年の歴史認識—「終戦」をめぐる日中対話の試み—』東京大学出版会、2009年所収、261、263頁。
- 2) 黄東蘭「清末・民国期地理教科書の日本像」、並木頼寿・大里浩秋・砂山幸雄編『近代中国・教科書と日本』研文出版、2010年、271、274、276～277、280～281頁。なお、本書には、他に陳紅民「植民地朝鮮における教科書事件」、大里浩秋の「1936、37年華僑学校教科書取り締り事件」も所収されており、参考になる。
- 3) 砂山幸雄『支那排日教科書』批判の系譜、同前『近代中国・教科書と日本』331～332、335～336、355頁。
- 4) 家近亮子・松田康博・段瑞聡『岐路に立つ日中関係—過去との対話・未来への模索—』晃洋書房、2007年、63～64頁など。
- 5) 劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を越える歴史認識—日中対話の試み—』東京大学出版会、2006年の「はしがき」ii頁。
- 6) 前掲『岐路に立つ日中関係』65～67頁。
- 7) 同前、69～71、73頁など。
- 8) 同前、73～74頁。
- 9) 同前、75～78頁。
- 10) 三谷博、前掲「歴史認識の現在：2008」『1945年の歴史認識』256頁。なお、中国人民教育出版社のLi Weikeの見解だけでは十分立証したことにはならない。むしろ中国で刊行している研究誌『抗日戦争研究』などの各論文を見てもわかる通り、日本においては「右翼系」、もしくは「軍国主義指向」の研究者や、それと対立する研究者が存在していると明白に区別しているのではない。
- 11) 「教科書問題巡り米中が対日批判」『朝日新聞』2001年8月29日。
- 12) 田島俊雄「ナショナリズム・ネット社会と『凶人ジレンマ』」、陳嬰嬰『中国関係論壇』の書き込みみる日中関係『中国研究月報』第688号、2005年6月など参照。
- 13) 「米の知日派が憂慮、慰安婦めぐり首相発言」『朝日新聞』2007年3月10日。
- 14) 『朝日新聞』夕刊、2007年3月8日など。
- 15) 「社説 国家の品格が問われる」『朝日新聞』2007年3月10日。『朝日新聞』（2011年10月1日）によれば、「日本軍慰安婦」が日本政府に補償を求めている問題で、韓国政府が国連でこの問題を取り上げる方向で検討している。これは、韓国の憲法裁判所が韓国政府の「不作為」を認めたことに措置とする。このことは、次の段階に進んだことを意味し、日本政府が繰り返し主張する「慰安婦問題は解決済み」は国際的に次第に通らなくなる可能性がある。
- 16) 『朝日新聞』2007年3月9日。
- 17) 『朝日新聞』2007年12月15日。
- 18) 「社説 集団自決検定・学んだものは大きかった」『朝日新聞』2007年12月27日。
- 19) 同前と「集団自決」『朝日新聞』2007年12月27日。
- 20) 『朝日新聞』2008年12月7日。
- 21) 「教科書調査官、影響大、検定意見の9割そのまま」『朝日新聞』2010年3月31日。
- 22) 家永三郎「教科書訴訟の当事者の立場から」『歴史学研究』第706号、1998年1月。
- 23) 君島和彦『日韓歴史教科書の軌跡—歴史の共通認識を求めて—』すずさわ書店、2009年、166、171頁。君島和彦、井上久士『「南京大虐殺」評価に関する最近の動向』『歴史評論』第432号、1986年4月など参照。
- 24) 家永三郎『続「密室検定」の記録』教科書検定訴訟を支援する全国連絡会、1991年など参照。なお、1980年検定では、①原稿では「法然・親鸞らは朝廷から弾圧をうけたが、親鸞はこれにたいし、堂々と抗議の言を発して屈しなかった」となっていたのに対して、「親鸞が教業信証で朝廷を批判したのは

- 後日の追憶」との「改善意見」が付いたが、「親鸞の抗議が弾圧を受けた当時」であることが分かり、原稿通りとなった。この「改善意見」は親鸞の朝廷批判の意義を薄めようとしたものとされる。②「草莽隊」に関しては、原稿では「朝廷の軍は年貢半減などの方針を示して人民の支持を求め、人民のなかから草莽隊といわれる義勇軍が徳川征討に進んで参加したが、のちに朝廷方は草莽隊の相楽総三らを『偽官軍』として死刑に処し、年貢半減を実行しなかった」としていたのに対し、検定では「修正意見」が付き、「朝廷は年貢半減など約束していない。……主体を『朝廷の軍』とした部分を再検討せよ」というものであった。検定の狙いが「朝廷の不名誉な行為を隠蔽することにあったのは明白」とされる。このように、朝廷・天皇関連の記載には厳しい検定意見が付され、朝廷・天皇を擁護しているように見える。
- 25) 歴史学研究会委員会「第3次家永教科書検定訴訟 最高裁判決についての声明」1997年11月28日、『歴史学研究』第706号、1998年1月。
- 26) 前掲『岐路に立つ日中関係』16頁。
- 27) 笠原十九司「総論」、同編『戦争を知らない国民のための日中歴史認識—「日中歴史共同研究」[近現代史]を読む—』勉誠出版、2010年、19～21頁参照。
- 28) 前掲『国境を越える歴史認識』の「はしがき」ii～iii頁など。
- 29) 曹鵬程「差異の尊重と理解の増進」『戦争を知らない国民のための日中歴史認識』255～257頁。
- 30) 『朝日新聞』2009年12月25日。
- 31) 庄司潤一郎「『日中歴史共同研究』を振り返って」、前掲『戦争を知らない国民のための日中歴史認識』97頁。
- 32) 歩平「『歴史研究』の不一致は中日関係の溝ではない」、同「日中歴史共同研究は重要な第一歩を踏み出した」『戦争を知らない国民のための日中歴史認識』242～243、245頁。
- 33) 北岡伸一「『日中歴史共同研究』を振り返る」『戦争を知らない国民のための日中歴史認識』234～235頁。
- 34) 歩平「中日共同歴史研究中的理論与方法問題」『抗日戦争研究』第79期、2011年11月。
- 35) 川島真「『日中歴史共同研究』の3つの位相」『戦争を知らない国民のための日中歴史認識』85～88頁。
- 36) 高杉一郎『中国の緑の星—長谷川テル反戦の生涯—』朝日新聞社、1980年、89～92頁。拙著『日本人反戦兵士と日中戦争』御茶の水書房、2003年、56～59、73～83頁など。
- 37) 「教科書・日韓に深い溝」『朝日新聞』2010年3月24日。
- 38) 「社説 日韓歴史研究・『国民の物語』を超えよう」『朝日新聞』2010年3月26日。
- 39) 日中韓3国共通歴史教材委員会『未来をひらく歴史—東アジア3国の近現代史—』高文研、2008年第2版。
- 40) 斎藤一晴『中国歴史教科書と東アジア歴史対話—日中韓3国共通教材づくりの現場から—』花伝社、2008年。
- 41) 拙稿「日本・中国・台湾の高校歴史教科書の相互比較と検討—日中戦争・太平洋戦争の記載を巡って—」『愛知学院大学文学部紀要』第39号、2010年3月を参照されたい。
- 42) 中村哲編著『東アジアの歴史教科書はどう書かれているか—日・中・韓・台の歴史教科書の比較から—』日本評論社、2004年。
- 43) 浅倉有子編『歴史表象としての東アジア—歴史研究と歴史教育との対話—』清文堂、2002年、345頁。
- 44) 歴史教育研究会（日本）・歴史教科書研究会（韓国）『日韓歴史共通教材・日韓交流の歴史—先史から現代まで—』明石書店、2007年、438～439頁参照。
- 45) 同前、376～379、385、394～395頁。
- 46) 君島和彦、前掲『日韓歴史教科書の軌跡』19頁。
- 47) 『戦争を知らない国民のための日中歴史認識』8～9頁。
- 48) 『ドイツ・フランス共通歴史教科書【現代史】—1945年以後のヨーロッパと世界—』明石書店、2008年、14頁。
- 49) 同前、30頁。
- 50) 同前、32頁。
- 51) 同前、34頁。
- 52) 同前、38頁。
- 53) 同前、42～43頁。
- 54) これに関しては、同書の第4章第4課で「中東」、「一触即発の中東情勢」で「イスラエル人とパレスチナ人—和平はありえないのか?」（同前、78～81頁）など、現在の中東を中心にとりあげるが、全体としてイスラエル・ユダヤ人側への肩入れが濃厚な記載となっている。
- 55) 同前、337～338頁。
- 56) 川島真、前掲『日中歴史共同研究』の3つの位相」『戦争を知らない国民のための日中歴史認識』85～89頁。
- 57) 同前。
- 58) 君島和彦、前掲『日韓歴史教科書の軌跡』20頁。